

設 立 趣 意 書
定 款

社団法人 全国都市清掃会議

社団法人 全国都市清掃会議設立趣意書

戦後30余年，わが国経済は，世界に類を見ない急速な発展を遂げてきたが，他面この過程における社会経済構造の著しい変化は，国民生活に新たな問題を生じさせた。

なかでも，廃棄物の量的増大，質的多様化，とりわけ各種有害物質を含む廃棄物の増加は，市町村の清掃事業に対しても多大な影響を与え，住民の健康を確保し，その生活環境を保全していくうえで重大な問題を提起するにいたった。

このため，国においても，昭和45年旧清掃法の全面改正により，廃棄物の処理及び清掃に関する法律が制定され，廃棄物の適正な処理のための新たな体系の整備が図られ，これにより，市町村における清掃事業に対しても，地域の環境保全を図るべき立場から，より積極的な姿勢への転換が求められた。

もとより，各市町村においても，従来から清掃事業の重要性を認識し，その適切な運営に努めてきたが，特に同法の制定以降は，以前にも増して，廃棄物の適正な処理による地域の環境保全に全力をあげて取り組んできたところである。

また，清掃事業の円滑な推進を図るためには，市町村間における緊密な連携と協力が重要であることにかんがみ，昭和22年任意団体として都市清掃協会（のちに「全国都市清掃会議」と改称）を設立し，以来30年にわたり，清掃事業に関する各般の事業を推進するため最大の努力を傾注してきた。

しかしながら，廃棄物の処理をめぐる問題は，社会経済構造に深く根ざす複雑な問題であり，技術の開発の遅れをはじめとして，その根本的な解決のためには，なお乗り越えなければならない多くの困難な課題が残されている。

このような廃棄物問題の解決を図るためには，国・地方が一体となって廃棄物処理技術開発に努めるとともに，適確なる情報の管理を行い，広く国民の理解と協力を得るための啓蒙を行う等，広範な施策を展開する必要がある。

さらに，こうした努力が一層の成果を上げるためには，従来にも増して市町村が連携を密にするとともに，相互に協力し合って，清掃事業に関し調査研究を行い，情報を交換し，研鑽を重ねなければならない。

ここに我々市町村は，全国都市清掃会議の組織を拡充発展させ，会の活動を一層効果的にするため，社団法人全国都市清掃会議を設立し，我々に課せられた使命に応えようとするものである。

社団法人 全国都市清掃会議定款

昭和51年7月1日	認 可
昭和52年5月19日	一部改正認可
昭和55年10月11日	一部改正認可
昭和56年7月16日	一部改正認可
昭和57年7月26日	一部変更認可
昭和60年11月22日	一部変更認可
平成元年8月1日	一部変更認可
平成9年8月8日	一部変更認可
平成10年8月18日	一部変更認可
平成12年4月6日	一部変更認可
平成13年1月6日	省 庁 再 編
平成15年9月26日	一部変更認可

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、社団法人全国都市清掃会議という。

(事 務 所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都文京区本郷3丁目3番11号に置く。

2. 本会は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目 的)

第3条 本会は、地方公共団体が行う清掃事業の効率的な運営及び技術の改善のために必要な調査、研究、情報管理等の事業を行うことにより、清掃事業の円滑な推進を図り、もって住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 清掃事業の経営及び技術に関する調査及び研究
- (2) 広域的な廃棄物の処理

- (3) 清掃事業に関する情報の収集，管理及び提供
- (4) 清掃事業に関する知識の啓蒙及び普及
- (5) 国会・政府等に対する陳情，請願及び建議
- (6) 清掃事業に関する国際交流の推進
- (7) 清掃事業功労者の表彰
- (8) 機関誌・図書その他印刷物の刊行
- (9) 講習会・講演会及び研修会等の開催
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(種 別)

第 5 条 本会の会員は，正会員，特別会員及び賛助会員とする。

2. 正会員は，本会の目的に賛同して入会した市町村，特別区，一部事務組合及び広域連合とする。
3. 特別会員は，本会の目的に賛同して入会した都道府県，地方公共団体の出資又は拠出に係る法人及び清掃事業に関し学識経験を有する者とする。
4. 賛助会員は，本会の目的に賛同して入会し，本会の事業に賛助協力する者とする。

(入 会)

第 6 条 本会に入会しようとする者は，所定の入会申込書を提出し，理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第 7 条 会員は，規程の定めるところにより，入会金及び会費を納入しなければならない。

(届 出)

- 第 8 条 法人である会員は，代表者及びその事務代行者 1 名を届け出なければならない。
2. 会員は，入会申込書の記載事項又は前項の届出に係る事項に変更があった場合は，速やかに届け出なければならない。

(会員資格の喪失)

第 9 条 会員は，次の各号の一に該当する場合には，会員たる資格を失う。

- (1) 退 会
- (2) 死亡又は解散

(3) 除 名

(退 会)

第10条 会員が退会しようとするときは、理由を付して書面によりその旨を届け出なければならぬ。

2. 会員が会費を1年以上納入しないときは、当該期間を経過した日に退会したものとみなす。ただし、理事会において審査のうえ特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(除 名)

第11条 会員が本会の名誉をき損し、若しくは秩序を乱し、又は本会の事業を妨げる行為をしたときは、総会において、出席した構成員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。ただし、総会は決議の前に当該会員に弁明する機会を与えなければならぬ。

(抛 出 金 品 の 不 返 還)

第12条 会員がその資格を失った場合、既に納入した会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

(名 誉 会 員)

第13条 清掃事業に特別の功績があった者を、総会の議を経て名誉会員とすることができる。

第 3 章 役 員

(種 別)

第14条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	3 名
専 務 理 事	1 名
理 事	15名以上25名以内
(会 長 , 副 会 長 及 び 専 務 理 事 を 含 む 。)	
監 事	2 名

(選 任)

第15条 役員(理事を除く。)は、正会員の代表者のなかから総会において選任する。

2. 理事は、正会員及び賛助会員の代表者のなかから総会において選任する。
3. 前2項の規定にかかわらず、前条の役員に選任された正会員又は賛助会員の代表者に変更があったときは、後任代表者が当該役員に選任されたものとみなす。この場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 前2項の規定にかかわらず、専務理事は、特別の学識経験を有する者のなかから理事会の承認を得て会長が委嘱することができる。
5. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第16条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。
3. 専務理事は、会長の命を受けて会務を処理する。
4. 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
5. 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任 期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員のために選任された役員任期は、前任者又は同種役員残任期間とする。
3. 役員は、その任期が満了し、又は辞任した場合においても、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行わなければならない。

(解 任)

第18条 役員に、役員としてふさわしくない行為があつたときは、総会の議決により、これを解任することができる。

第 4 章 評 議 員

(選 任 等)

第19条 本会に50名以上 100名以内の評議員を置く。

2. 評議員は、正会員又は賛助会員でなければならない。
3. 評議員は、規定で定めるところにより、それぞれ正会員の代表者間及び賛助会員の代表者間でなされる推薦に基づき、総会においてこれを選任する。

(準 用)

第20条 第17条及び第18条の規定は，評議員の任期及び解任について準用する。

第 5 章 総 会

(構 成)

第21条 総会は，正会員及び賛助会員をもって構成する。

(種 別)

第22条 総会は，通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は，毎事業年度1回，年度開始後2月以内に開催するものとする。

3. 臨時総会は，理事会が必要と認めるとき，正会員の5分の1以上会議の目的たる事項を示して請求があったとき，又は監事とその職務遂行上必要と認めるときに開催するものとする。

(権 能)

第23条 総会は，この定款で定めるもののほか，次の事項を審議し，議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 定款の変更
- (4) 規定の制定及び改廃
- (5) 解 散
- (6) その他本会の運営に関する重要な事項

(招 集)

第24条 総会は，会長が招集する。

2. 会長は，総会を招集する場合には，会議の日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した文書をもって，少なくとも5日前に会員に通知しなければならない。

(議 長)

第25条 総会の議長は，出席した正会員のなかから当該総会において選任する。

(表 決 権)

第25条の2 構成員の表決権は，第23条第3号又は第5号に掲げる議決を行う場合を除き，正会員にあっては5票とし，賛助会員にあっては1票とする。

(議 事)

第26条 総会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2. 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は出席する他の構成員に表決を委任することができる。この場合において、前2項の適用については、出席したものとみなす。
4. 特別会員は、あらかじめ議長の了承を得て、総会において意見を述べることができる。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 出席した構成員の数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び出席した構成員のなかからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第6章 評議員会

(構成)

第28条 本会に、評議員をもって構成する評議員会を置く。

(権能)

第29条 評議員会は、次の事項に関し、理事会の求めに応じ、意見を述べるものとする。

- (1) 会務の執行に関する重要事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
2. 本会の運営に関する重要事項につき、緊急に総会の議決を要するにもかかわらず、総会を開くことが著しく困難であり、そのため本会の運営に重大な支障を生ずるおそれがあると認められるときは、評議員会がこれを決定することができる。ただし、第44条及び第45条に規定する事項については、この限りではない。
 3. 前項の規定により決定した事項は、これを直近の総会に報告し、その承認を受けな

ればならない。

(招 集 等)

第30条 評議員会は，必要に応じ随時会長が招集するものとする。

(準 用)

第31条 第24条第2項，第25条，第26条（第4項を除く。）及び第27条の規定は，評議員会の招集，議長，議事及び議事録の作成について準用する。

第 7 章 理 事 会

(構 成)

第32条 本会に，理事をもって構成する理事会を置く。

(権 能)

第33条 理事会は，この定款で別に定めるもののほか，次の事項を審議し，決定する。

- (1) 総会で議決した事項の執行
- (2) 評議員会が第29条第2項により決定した事項の執行
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 規則の制定及び改廃
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行

2. 理事会は，次の事項については，あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 会務の執行に関する重要事項
- (2) 総会に付議すべき事項

(議 長)

第34条 理事会は，必要に応じ随時会長が招集するものとし，議長は，会長がこれに当たる。

(準 用)

第35条 第24条第2項，第26条（第4項を除く。）及び第27条の規定は，理事会の招集，議事及び議事録の作成について準用する。この場合において，第24条第2項中「少なくとも5日前に」とあるのは「あらかじめ」と，第27条第1項中「出席構成員の数」とあるのは「出席理事の氏名」と，それぞれ読み替えるものとする。

第 8 章 地 区 協 議 会

(地区協議会)

第36条 本会の事業の円滑なる推進を図るため、別表に定める地区ごとに地区協議会を置く。

2. 地区協議会の組織及び運営に関する事項は、本定款及び規程に定めるもののほか、地区協議会ごとに定める細則による。

3. 前項の細則を定める場合は、理事会の承認を得なければならない。

第 9 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第37条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 人会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第38条 資産は、会長が理事会の定める方法により管理する。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第40条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、年度終了後2月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

2. 本会の収支予算は、一般会計及び特別会計に区分して管理する。
3. 年度開始前に収支予算が成立しないときは、前年度の収支予算に準じて執行する。
4. 前項により執行した収支は、当該年度の予算が成立したときは、これを当該予算の収支とみなす。

(会計年度)

第41条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第 10 章 委 員 会 及 び 事 務 局

(委員会)

第42条 本会に、清掃事業に関する事項を調査・研究させるため、委員会を設けることができる。

2. 委員会の設置及び運営に関して必要な事項は、理事会が別に定める。
3. 委員会は、必要に応じて専門委員会を設けることができる。

(事務局)

第43条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において、総構成員の4分の3以上の議決を経て、環境大臣の認可を得なければ、変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第45条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。
3. 解散後の残余財産は、総会の議決を経、環境大臣の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

第12章 雑 則

(委任)

第46条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で別に定めるものを除いて理事会が定める規則による。

付 則

1. この法人の設立当初の役員は、第15条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりと

- し、その任期は、第17条の規定にかかわらず、昭和52年3月31日までとする。
2. この法人の設立当初の評議員は、第19条の規定にかかわらず、別紙評議員名簿のとおりとし、その任期は、第20条第1項の規定にかかわらず、昭和52年3月31日までとする。
 3. この法人の設立初年度に会員が納入すべき人会金及び会費は、第7条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
 4. この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第23条、第33条及び第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
 5. この法人の設立当初の会計年度は、第41条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和52年3月31日までとする。

附 則 (昭和52年5月19日)

この定款の一部改正は、主務大臣の認可があった日から施行する。

附 則 (昭和55年5月29日)

この定款の一部改正は、主務大臣の認可があった日から施行する。

附 則 (昭和56年5月29日)

この定款の一部改正は、主務大臣の認可があった日から施行する。

附 則 (昭和57年5月28日)

この定款の一部変更は、主務大臣の認可があった日から施行する。

附 則 (昭和60年10月31日)

この定款の一部変更は、主務大臣の認可があった日から施行する。

附 則 (平成元年5月25日)

この定款の一部変更は、主務大臣の認可があった日から施行する。

附 則 (平成9年5月22日)

この定款の一部変更は、主務大臣の認可があった日から施行する。

附 則 (平成10年5月21日)

この定款の一部変更は、主務大臣の認可があった日から施行する。

附 則 (平成11年5月27日)

この定款の一部変更は、主務大臣の認可後、平成12年4月1日から施行する。

この定款の一部変更は、主務大臣の認可があった日から施行する。

附 則 (平成15年5月15日)

別 表

地 区 別	都 道 府 県 名
1 北海道	北海道
2 東 北	青 森 岩 手 宮 城 秋 田 山 形 福 島
3 関 東	茨 城 栃 木 群 馬 埼 玉 千 葉 東 京 神奈川 山 梨
4 北 陸 東 海	新 潟 富 山 石 川 福 井 長 野 静 岡 愛 知 岐 阜 三 重
5 近 畿	滋 賀 京 都 大 阪 兵 庫 奈 良 和 歌 山
6 中 国 四 国	鳥 取 鳥 根 岡 山 広 島 山 口 徳 島 香 川 愛 媛 高 知
7 九 州	福 岡 佐 賀 長 崎 大 分 熊 本 宮 崎 鹿 児 島 沖 縄

入会金及び会費に関する規程

昭和52年5月19日 総会決定

昭和54年5月31日 一部改正

昭和59年5月31日 一部改正

昭和62年5月27日 一部改正

平成10年8月18日 一部改正

平成12年5月18日 一部改正

(目的)

第1条 本規程は、定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費に関する事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 入会金は正会員にあっては10,000円、特別会員団体(都道府県)5,000円、地方公共団体の出資又は拠出に係る法人10,000円、個人2,000円、賛助会員にあっては500,000円とする。

(会費)

第3条 会費は次のとおりとする。

正会員 別表のとおりとする。

特別会員

団体	年額	30,000円
地方公共団体の出資又は拠出に係る法人	"	50,000円
個人	"	10,000円

但し、特別会員個人については、理事会が別に定めるところにより、会費を免除することができる。

賛助会員

一級(資本金10億円以上)	年額	470,000円
二級(" 10億円未満)	年額	360,000円
三級(" 1億円未満)	年額	250,000円
四級(" 1千万円未満)	年額	190,000円

(入会金、会費の納入等)

第4条 入会金は入会するとき、会費は毎年度当初に金額及び納入期日を会員に通知するものとし、通知を受けた会員は指定の期日までに納入しなければならない。

ただし、年度途中で入会する会員については、会費にその年度の残月数を乗じて12で除した金

額を徴収する。(円未満切捨て)

2 年度の中で退会または除名されても、その年度の会費は納入しなければならない。

別 表

人口別区分	63年度以降
500万人以上	2,416,000 円
500万人未満	1,213,000
150 "	709,000
90 "	458,000
70 "	346,000
50 "	243,000
40 "	190,000
30 "	150,000
20 "	116,000
15 "	104,000
10 "	92,000
5 "	80,000

人口区分は前年度4月1日の人口による。

一部事務組合及び広域連合の会費額は、上記人口割による基準を適用する。

但し、構成市区町村に会員が含まれる場合は、その人口を差引いた人口により算出する。

また、会員のみで構成する場合は、5万人未満の人口別区分を適用する。

附 則

本規程、総会議決の日から施行し昭和54年4月1日より適用する。

この規程の一部改正は、昭和59年4月1日から施行する。

この規程の一部改正は、昭和63年4月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成10年8月18日から施行し平成10年4月1日より適用する。

この規程の一部改正は、総会議決の日から施行し平成12年4月1日より適用する。